

第24回 みんなで創る自治基本条例町民会議 会議録（要旨）

開催日時 平成22年5月27日（木）18：30～21：10
開催場所 しゃきっとプラザ集団検診ホール
出席委員 菅野委員、小森委員、岡本委員、杉原委員、大原委員、大江委員、三浦委員
高崎委員、遠国委員、吉田委員、小室委員、竹下委員
アドバイザー 水澤アドバイザー

1 開 会

2 第23回会議録（要旨）について

事務局作成のとおりで基本的に了承。修正等あれば事務局まで連絡願う。

3 住民投票のたたき台（修正版）について（協議）

<起草部会委員から、たたき台の概要について説明>

- ・前回の意見を踏まえ再度修正した。
- ・項目を<住民投票>と<住民投票の請求等>に分けた。
- ・<住民投票>の第2項の「住民」を「町民」に変更した。投票権があるのは住民であるが、結果を尊重する範囲は町民に広げても良いとの判断から変更した。
- ・<住民投票の請求等>の第1項及び第5項の規定については、外国人でも日本人でも一律に請求権や投票権が認められるわけではなく、別に制定する住民投票条例で規定する資格を持つ人のみが請求権や投票権を持つことを明確化した。
- ・成立要件について、
 - ・首長や議会は住民投票の結果に基本的に拘束されないから、投票が成立しないことを理由に開票を行わないことにはならない。
 - ・投票率が低ければ、低いということも結果である。賛成、反対の得票数やその差、投票率などを総合的に判断し、今後の対応を決定することが求められている。
 - ・仮に投票率が20%と非常に低かった場合に、町長が投票結果と逆の判断をしたとしても、住民投票の主旨から外れるものではない。
 - ・成立要件を設けた場合に投票に行かないという選択肢が出てくるなどの考えから、起草部会としては成立要件を設けない方が良いという結論に至った。

<事務局から補足説明>

- ・外国人の投票資格者については、資料1のとおり永住者及び特別永住者に投票資格を認めている自治体が多い。岸和田市、大和市、川崎市、北広島市は、外国人の投票資格者の対象を広げて、資料3の別表1と別表2の両方又は片方を対象としている。
- ・住民投票条例における住民投票権を有する者の規定のパターンを資料2にまとめた。
- ・成立要件について、資料1にまとめた。以前は成立要件を規定している自治体が多かったが、最近は規定していない自治体が出てきている。また、不成立の場合にも開票するという自治体が出てきている。
- ・同一又は類似事案の再請求については、2年間できないとしている自治体が多い。再請求の制限は、住民投票が成立した場合に限っている自治体もある。詳細は、別に制定する住民投票条例で規定することになる。
- ・条例のタイプは高浜タイプ（条例の制定・改廃については地方自治法に基づく直接請求を先に実施する）、単独タイプ、上越タイプに分類される。単独タイプを選択している自治体が多い状況である。

<外国人の対象範囲に関する協議>

（委員）

永住者や特別永住者に加えて、資料3別表第2にある日本人の配偶者等も対象にすべきと考える。

(委員)

永住者や特別永住者以外でも、在留期間の更新を繰り返して3年以上日本に滞在している人には、投票権や請求権を認めても良いと思う。住民投票のために多くの外国人が政治的に移住して、町政が左右されることはまず考えられない。別表第2に規定している人は対象にすべきと考える。

(副委員長)

別表第2に規定されている方々も含めることでよろしいか。

<出席委員了承>

<成立要件に関する協議>

(委員)

成立要件を設けない方が、住民の意思を反映できると思う。成立要件を設けない方が、投票に行かず不成立にするなど、戦略的な事ができないため良いと思う。

(委員)

私は、成立要件は必要だと思う。

(委員)

成立要件を設けないことで懸念されることは何か。

(ドバザ)

成立要件を設けることで懸念されることは、投票のボイコットなど、戦略的な事が可能となり、住民の中に対立のしこりが残ることのデメリットの方が懸念される。成立要件を設けないことで懸念されることは、投票率の問題ではあるが、国民投票法にも成立要件はない。個人的には国の制度で成立要件がないのに、住民投票になぜあるのかと思う。住民投票を行う際には、前段で議論を活発に行い、住民の関心を高め、それから住民投票を行うことで、投票率の問題は改善できると考える。

(委員)

投票率を下げる可能性がある成立要件は、設けない方が良いと思う。

(委員)

このような議論が出るということは、住民投票の制度自体に欠陥があると思う。成立要件は1/2が適当なのか、場合によっては8割が適当なのか、住民投票の対象となる案件によって変わってくるため、どんな案件か分からない中で成立要件決めるのはどうかと思う。

(副委員長)

いろいろご意見をいただいたが、成立要件は設けない方向で進めたい。行政は住民投票を実施することとなった場合に、賛否両論を公平に情報提供していただきたい。

<再請求の制限の設定に関する協議>

(副委員長)

資料1の(成立した場合)とは何を意味しているのか。

(事務局)

成立要件が設けられている場合に限って関係してくる。住民投票が成立した場合に限り、再請求の制限を受けるようである。住民投票を実施しても、投票者数が成立要件に達しなかった場合は、再度同一事案についての請求を認めているようである。

(ドバザ)

再請求の期間を設けるのは濫用防止のためである。

(委員)

濫用防止のためにも再請求に期間を設けるべきと考える。

(ドバザ)

住民投票条例に基づき住民投票を実施した案件で否決された案件を再度、地方自治法に基づく直接請求により再度住民投票の請求をすることが理論的には可能であるが、その場合は、議会は同一案件の再請求の制限が設けられていることを理由に、否決することは可能だと思われる。

(委員)

一度実施した結果を反映しないのはどうかと思う。再請求期間は設けるべきと考える。

(委員)

費用もかけて実施しているのだから、濫用をさけるべきであり、2年間程度の再請求期間は設けるべきだと思う。

(副委員長)

2年間の再請求の制限期間を設けることで進める。

<条例のタイプに関する協議>

(委員)

署名が1/4に満たなくても1/50の署名が集まれば、議会の議決は必要だが、住民投票を行うことができ、1/4の署名が集まれば、自動的に住民投票を実施できる併用型の方が、住民にとっては親切なのかなとも思う。

(副委員長)

上越方式を含めて、起草部会で再度検討したい。

(事務局)

通常の直接請求であれば、請求者が条例案をつくり、1/50以上の署名を集めなければならない。しかし、上越方式であれば、1/50以上の署名を集めれば、請求者は条例をつくる必要はない。もちろん1/50の場合は議会の議決が必要になるが、濫用の懸念はないか。

(アドバイザー)

再請求の制限があるため、安易に1/50の署名で住民投票を請求してしまうと、議会に否決された場合は2年間請求できなくなってしまう。

(委員)

議会の意見に納得いかないものについて住民投票をする場合がほとんどだと思う。議会の意見に反した内容の住民投票をするのに、議会の議決が必要な1/50以上を選ぶだろうか。議会の議決が必要ない1/4の署名を集めて住民投票を請求するのではないか。

(アドバイザー)

- ・ <住民投票>の第2項で住民を町民に変更しているが、町民となると住民より範囲が広まり、住民投票の投票権のない人にも結果を尊重することとなる。従って、①住民投票の結果の尊重をするのは権限のある町長・議員であって、権限のない「町民」を条文から外す、②又は投票権のある「住民」のままにする、③もし、投票権のない「町民」のままにするのであれば、解説で投票権がない人にも尊重することの考え方を記載すべきだと思う。①が望ましいが、そうでなければ②か③にした方が良いのではないか。
- ・ (住民投票の請求等)の第4項の「第2項又は第3項」は「第1項又は第2項」が正しいのではないか。
- ・ 第5項中の「外国人を含む別に定める条例で」の部分は文章表現を見直した方が良いのではないか。

(委員)

議員の発議について、議員定数の1/12で発議となると美幌では2人以上となる。2人では少ないのではないか。1/6以上であれば3人以上となる。

(委員)

ここで1/6以上としても、法律が1/12以上となっているため、仮に自治基本条例で1/6以上としても法律が優先され1/12が有効となってしまうのではないか。

(事務局)

1/12以外としている自治体もある。通常の議案提案とは異なり、町長に住民投票を請求するものであるためか、1/4や1/3以上と、条件を厳しくしている自治体もある。

(副委員長)

1/12で発議してとしても、過半数の議決がなければ住民投票は実施できないため、1/12はそのままでもいい。

4 町民参加について（協議）

<20歳未満の青少年や子どもの参加について>

（委員）

（町民参加の基本）の第5項の「年齢にふさわしい」とはなにか。

（アドバイザー）

小中学生が議会を傍聴して感想文を子どもの視点で書いてもらう。また、中学生を対象に町の将来に対するアンケートを取っても子どもらしい意見がでてくると思う。

（委員）

こども議会等もある。

（委員）

子どもの権利条約でも子ども達が意見を表明できる権利を謳っているため、第5項は規定すべきと考える。

（副委員長）

解説に具体例を載せることとし、そのほかはこの方向性でよろしいか。

<出席委員了承>

<町税や金銭徴収に関する事項の参加について>

（事務局）

これまで多くの自治体は金銭徴収に係ることは参加の対象から除いている。

地方自治法74条（条例の制定改廃の直接請求）で、地方税の徴収等は直接請求の対象外としていることから、金銭徴収に関する事項を参加対象から除外しているケースが多い。しかし最近になって、参加の対象としている自治体も出てきている。ただし、それも全てを対象としているのではなく、自治体の裁量で決められる部分、例えば税金であれば標準税率を超える税率を設定しようとしている場合を対象としている。

他市町村では、それぞれの市町村ごとに医療費の推計を基に決めている国保税や、新税を設ける場合、標準税率を超えて賦課する場合を町民参加の対象としている例がある。

（委員）

税金が高くなるのは困るからと安易に判断されては困る。町の財政を考慮し、判断してもらう必要がある。

（委員）

行政は町民に理解していただけるように説明する必要がある。しかし、税金が増えることに対し理解はしても、納得はできないという意見も出ると思う。議会で冷静に判断してもらったほうが良いのではないか。

（委員）

参加の手法を取り入れるにしても、審議会で意見を求めることが中心になるのではないか。

（アドバイザー）

石狩市では市営温泉の入浴料の値上げについて町民参加で入浴料の値上げへの理解を得る試みがされていた。税や使用料は町民が一番関心あることであり、対象外にすると閉鎖的なイメージとなる。オープンな場で町民に理解と協力を得ることも町民参加ではないか。

（委員）

石狩市の例で、ほとんどの方が値下げせよという意見だった場合に、行政はその意見を尊重するのか納得してもらうようにするのか。

（アドバイザー）

納得してもらうべきだと思う。値上げしなければやっていけないのが明らかな場合、それに反対する人がいれば、他の町民が説得するような「まち」を目指すべきだと思う。

（委員）

町民参加により、町は計画策定など、これまで以上に期間がかかることを認識する必要があると思う。

(副委員長)

今回の意見を受け、起草部会で再度議論する。

5 中間報告に向けてのたたき台の整理

(事務局)

地域社会のことは、本来町民自らがやるべきものだが、その一部を行政や議会に信託しているのが自治型の自治基本条例であり、「たたき台」の根底にこの考えがあることを共通の認識としていただき、「自治」を使うのか「まちづくり」を使うのかを議論していただきたい。

(アドバイザー)

自治基本条例では依存から脱却した議会及び行政の「自治」や地域社会の「自治」を規定しているが、「まちづくり」にはどの部分の自治を範囲としているか領域が明確ではない。

(副委員長)

現実として行政依存はあると思う。この町民会議では行政依存から脱却して町民自ら町政に参加していくという共通認識について異論はないか。

(委員)

異論はない。「まちづくり型自治基本条例」でも現状よりも進んでいる。

(委員)

町民が参加する際には「まちづくり」の方が入りやすいと思う。「自治に目覚めなければならない」という意味で、表現は硬いが「自治」を使うのかどちらを選ぶかということだと思う。

(委員)

「まちづくり」の方が身近で良いと思う。

(委員)

「まちづくり」のイメージはそれぞれだと思う。「自治」が良いと思う。

(委員)

最初は「まちづくり」と思っていたが、今は「自治」が良いと思う。

(委員)

「まちづくり」が良いと思う。中身が難しいので表現だけでも分かりやすくしたい。

(委員)

「自治」の方が本来のあるべき姿だと思う。

(委員)

「自治」の方が良いと思うが、それほどのこだわりはない。

(委員)

興味を持ってもらうためには「まちづくり」だと思う。「自治」でも問題はない。

(委員)

「自治」のほうが、明確で良いと思う。

(副委員長)

起草部会で再度協議させていただきたい。

5 その他

<今後のスケジュール>

別紙「条例制定までのスケジュール（修正案）」により説明。

<次回会議の開催日について>

(事務局)

○次回の会議は、6月10日（木）18：30からしゃきっとプラザ会議室で行う。